

令和6年度 三方原用水二期農業水利事業
技術情報構想検討業務

特 別 仕 様 書

関東農政局三方原用水二期農業水利事業所

第1章 総 則

(適用範囲)

第1-1条 令和6年度 三方原用水二期農業水利事業 技術情報構想検討業務の施行にあたっては、農林水産省農村振興局制定「設計業務共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

(目 的)

第1-2条 本業務は、国営三方原用水二期土地改良事業の事業完了に伴い、事業の沿革・主要工事等の設計施工及び記録等を把握し、技術誌の構成を検討するものである。

(場 所)

第1-3条 本業務において対象とする業務対象範囲は、静岡県浜松市で別添位置図に示すとおりである。

(土地への立入り等)

第1-4条 作業実施のための土地の立入り等は、共通仕様書第1-16条によるが、発注者の許可無く土地の踏み荒らし、立木伐採等行った場合に対する補償は、受注者の責任において処理するものとする。

(一般事項)

第1-5条 業務請負契約書及び共通仕様書に示す以外の一般事項は、次のとおりである。

- (1) 受注者は、作業実施の順序・方法等は、監督職員と密接な連絡を取り、作業の円滑な進捗を図るものとする。
- (2) 作業に従事する技術者は、対象業務に十分な知識と経験を有した者とする。
- (3) 受注者は常に業務内容を把握し、業務期間中であっても監督職員が資料の提出を求めたときは速やかにこれに応じるものとする。

(管理技術者)

第1-6条 管理技術者は、共通仕様書第1-6条第3項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に係る該当する技術部門・選択科目は次のとおりである。

資 格	技術部門	選択科目
技術士	総合技術監理	農業－農業土木 農業－農業農村工学
	農業	農業土木、農業農村工学
博士	農学	
シビルコンサルティングマネジャー	農業土木	

(担当技術者)

第1-7条 担当技術者は、共通仕様書第1-8条によるものとする。

(配置技術者の確認)

第1-8条 共通仕様書第1-11条における業務組織計画の作成及び共通仕様書第1-12条に基づく技術者情報の登録にあたっては、次によるものとする。

- (1) 受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。
- (2) 農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービスへの技術者情報の登録は、業務計画書の業務組織計画において位置付けられた技術者を登録対象とする。

(保険加入)

第1－9条 受注者は、共通仕様書第1-37条に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。また、監督職員から請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。

第2章 作業条件

(貸与資料等)

第2－1条 貸与資料については、次のほか、必要と思われる資料を作業段階で監督職員と協議するものとする。

分 類	貸 与 資 料	数 量
事業関係	国営三方原用水二期土地改良事業計画書（農業用排水）	1式
工事関係	設計業務報告書（39件）	1式
	工事関係書類（75件）	1式
	記録映像（5か年分）	1式
事業誌関係	三方原農業水利事業竣工記念写真集	1式

(貸与資料の取扱い)

第2－2条 第2－1条に示す貸与資料の取り扱いは、次のとおりとする。

- (1) 貸与資料の記載事項に相互に矛盾がある場合、又は解釈に疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。
- (2) 貸与資料は、原則として初回打合せ時に一括貸与するものとし、監督職員の請求があった場合のほか完了検査時に一括返納しなければならない。

第3章 作業内容

(作業項目及び数量)

第3－1条 本業務における作業項目及び数量は、次の作業項目表のとおりである。
なお、詳細は別紙1の「作業項目内訳表」（該当項目）に○印で示すものとする。

作業項目表

作 業 項 目	数 量	備 考
1. 現地調査	1式	
2. 資料の検討	1式	
3. 技術誌の構成検討	1式	
4. 点検取りまとめ	1式	

(作業の留意点)

第3－2条 作業の実施に際し特に留意する点は、次のとおりとする。

- (1) 貸与資料の内容を十分把握し、本業務の作業を行うものとする。
- (2) 参考資料を引用する場合は、その出典を明示するものとする。
- (3) 引用する文献や写真等で著作権があるものについては権利者と十分調整を行うものとする。

(技術提案の履行)

第3－3条 技術提案書における技術提案内容については、共通仕様書第1-11条に示す業務計画書に反映のうえ作成し、監督職員の承諾を得るものとする。

また、技術提案内容の履行確認にあつては、業務完了時までには履行が確認できる資料を監督職員に提出するものとする。

なお、技術提案書を業務計画書に添付しないこと。

第4章 打合せ

(打合せ)

第4－1条 共通仕様書第1－10条による打合せについては、主として次の段階で行うものとする。また、初回及び最終回の打合せには、管理技術者が出席するものとする。

初 回 作業着手の段階

第2回 中間打合せ（構想（案）作成段階）

最終回 報告書原稿作成段階

なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は、業務打合せ記録簿を作成し、上記の打合せの都度、内容について監督職員と相互に確認するものとする。

第5章 成果物

(成果物)

第5－1条 成果物を共通仕様書第1-17条に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。

1. 成果物の電子媒体（CD-R又はDVD-R）正副2部
2. 成果物の出力 1部（電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可）

(成果物の提出先)

第5－2条 成果物の提出先は、次のとおりとする。

静岡県浜松市中央区砂山町350番地5 浜松駅南ビルディング11F
関東農政局三方原用水二期農業水利事業所

第6章 契約変更

(契約変更)

第6－1条 業務請負契約書第17条から第20条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。

- (1) 第3-1条に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合。
- (2) 第4-1条に示す「打合せ」に変更が生じた場合。
- (3) 第5-1条に示す「成果物」に変更が生じた場合。
- (4) 履行期間の変更が生じた場合。
- (5) 歩掛検証の結果、別に示す設計歩掛と著しく乖離していると判断される場合。
- (6) その他重要な変更が生じた場合。

第7章 定めなき事項

(定めなき事項)

第7－1条 この特別仕様書に定めなき事項又はこの業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

別紙 1

【作業項目内訳表】

作 業 項 目	作 業 内 容	作業項目	備考
		当初	
1. 現地調査	本業務の実施にあたり、地区内の営農状況や農業用排水施設等を把握する。	○	
2. 資料の検討	貸与資料の内容を把握する。	○	
3. 技術誌の構成検討	本地区の歴史、文化、地域特性、地域の発展に係る情報を踏まえ、貸与資料から技術誌の目次（案）及び章別（案）を作成する。 また、令和7年度、令和8年度の作業工程を立案し、年度毎の作業項目を取りまとめる。	○	
4. 点検取りまとめ	各作業項目の成果物の点検、取りまとめ及び報告書の作成を行う。	○	